

1 申請内容

(1) 目指す地域活性化

- ・天神市（毎月25日開催）への出店促進による、サービスの向上と来場者の増加
- ・中心市街地の活性化と高齢者等が安心して来訪できる空間の創出、及び将来的な定住人口及び交流人口の増加

(2) 現在の障壁

- ・天神市開催のために、道路占用許可申請を道路管理者へ、道路使用許可申請書を警察へ、フリーマーケット出店者毎に毎月それぞれ提出する手続き…負担大
- ・毎月の道路使用許可申請に係る手数料の負担…出店者増加の妨げ

(3) 申請者の意図

- ①許可申請手続きをどちらか一方を経由し、一括して手続きが行えるようにするとともに、定期開催であるので1年毎の申請としてほしい。
- ②手数料を免除してほしい。

2 措置

特区として、規制を一部緩和する。なお、申請内容毎の対応は以下のとおり。

① 道路占用許可申請及び道路使用許可申請の手続き

(関係法令等…道路法、島根県道路管理規則、道路占用許可基準、道路交通法、道路交通法施行規則)

ア. 【申請窓口の一本化…現行の規定でも実施可能】

道路占用許可と道路使用許可の権限は道路管理者、警察署長それぞれで有しており、内容審査及び許可行為はそれぞれで行うが、申請書をいずれか一方に提出されれば、他の許可権者へ速やかに送付することとしている。

この取扱いについては、引き続き周知を図ることとする。

なお、申請内容等に不備があれば、それぞれ申請者に説明を求めることは、従前のおり。

イ. 【道路使用許可単位の緩和…出店者毎の申請→主催者による包括一件申請】

露店等の許可単位（申請単位）は、一行為一申請を原則としている。

天神市特区については、出店者の募集・決定から実際の出店管理までを組合による一体的な事業とする事業計画書（年間計画）が提出されており、この計画書によって、主催者である組合による管理が行われていることが認められることから、組合の包括一件申請を認める。

ウ. 【道路使用申請許可期間の緩和…許可期間：1か月単位→3か月単位】

交通管理上、現在の道路使用許可期間は最長1か月としている。

天神市特区の活動は、事業計画書等に基づき計画的に実施されるものであることから、使用許可の期間を延長することを認める。

なお、年間を通じて出店者と出店内容を確定することは難しいことから、当初特区認定申請のあった1年間ではなく、事業計画書記載のとおり、3か月を単位として許可を行うこととする。

※道路占用許可については、道路使用許可と同様な扱いとする。

② 道路使用許可申請に係る手数料の納付

(関係法令等…道路交通法、警察に関する手数料条例、警察に関する手数料条例の規定による手数料を免除する者)

【手数料の免除…申請毎に手数料納付 → 手数料免除】

祭礼、縁日等で露店等を出店するときは、1件につき2200円の道路使用許可の手数料を徴収している。国及び地方公共団体、公安委員会が公益上その他特別の理由により手数料を免除することが適当であると認める者等については、手数料を免除することができる。

天神市特区については、事業計画書の内容や松江市の意見書等により公益性が高い事業であることを確認し、手数料条例の減免規定を適用する。

※道路占用料については、祭典、縁日、売出し等で臨時に道路を占用する露店等で、占用期間が連続して10日以内の場合は、既に100%免除している。

③ その他

【措置の対象区域…天神町商店街の区域で実施】

当初認定申請には天神町以外の区間（竪町、白湯本町）も含まれているが、事業計画書記載のとおり、現在歩行者天国となっている天神町商店街区域のみを対象とする。